

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第7部門第3区分
 【発行日】令和3年4月30日(2021.4.30)

【公表番号】特表2020-529754(P2020-529754A)
 【公表日】令和2年10月8日(2020.10.8)
 【年通号数】公開・登録公報2020-041
 【出願番号】特願2019-571008(P2019-571008)
 【国際特許分類】

H 0 4 M 15/00 (2006.01)
 H 0 4 M 3/00 (2006.01)
 H 0 4 M 15/34 (2006.01)
 H 0 4 W 12/06 (2021.01)
 H 0 4 W 12/04 (2021.01)
 H 0 4 W 4/24 (2009.01)
 H 0 4 L 9/32 (2006.01)
 G 0 9 C 1/00 (2006.01)
 H 0 4 W 36/14 (2009.01)

【F I】

H 0 4 M 15/00 G
 H 0 4 M 3/00 D
 H 0 4 M 15/34
 H 0 4 W 12/06
 H 0 4 W 12/04
 H 0 4 W 4/24
 H 0 4 L 9/00 6 7 5 A
 G 0 9 C 1/00 6 4 0 E
 H 0 4 W 36/14

【手続補正書】

【提出日】令和3年3月17日(2021.3.17)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

モバイル通信用のユーザ機器デバイス（UEデバイス）によって実行されるトランザクションを認証する方法であって、前記UEデバイスは、前記UEデバイスと移動先ネットワークとの間でセキュリティコンテキストを確立するべく、前記UEデバイスと、前記移動先ネットワークのモバイル管理エンティティとの間で認証および鍵共有手順を実行済みであり、前記方法は、

サービス検証メッセージを前記UEデバイスから前記移動先ネットワークまで送信する段階であって、前記移動先ネットワークによるサービスのセットアップまたは提供を検証する前記UEデバイスからのメッセージである前記サービス検証メッセージは、前記UEデバイスとホームネットワークとの間で共有される完全性保障鍵を使用して、前記UEデバイスによってデジタル署名されている、段階と、

前記サービス検証メッセージを前記移動先ネットワークから前記ホームネットワークまで転送する段階と

を備える方法。

【請求項 2】

セッション鍵階層のルート、または完全性保障のセッション鍵のいずれも含まない認証ベクトルを前記ホームネットワークが提供する第 2 の認証および鍵共有手順を実行することによって、前記完全性保障鍵を得る、請求項 1 に記載の方法。

【請求項 3】

チャレンジ、および前記チャレンジに対する期待される応答のみを前記ホームネットワークが前記移動先ネットワークに提供する第 2 の認証および鍵共有手順を実行することによって、前記完全性保障鍵を得る、請求項 1 または 2 に記載の方法。

【請求項 4】

前記ホームネットワークにおける既存の鍵から得られる完全性保障鍵を使用して、前記 UE デバイスと前記移動先ネットワークとの間で前記セキュリティコンテキストを確立する、請求項 1 から 3 のいずれか一項に記載の方法。

【請求項 5】

前記サービス検証メッセージがタイムスタンプおよびメッセージシーケンス番号のうち少なくとも 1 つを含む、請求項 1 から 4 のいずれか一項に記載の方法。

【請求項 6】

要求に応答して前記サービス検証メッセージが送信される、請求項 1 から 5 のいずれか一項に記載の方法。

【請求項 7】

前記要求が非アクセス層メッセージの一部として送信される、請求項 6 に記載の方法。

【請求項 8】

前記サービス検証メッセージが前記 UE デバイスによって自律的に送信される、請求項 1 から請求項 6 のいずれか一項に記載の方法。

【請求項 9】

前記サービス検証メッセージが前記移動先ネットワークによって課金データ記録と連結され、連結された前記サービス検証メッセージが前記ホームネットワークの課金ゲートウェイ機能に送信される、請求項 1 から 8 のいずれか一項に記載の方法。